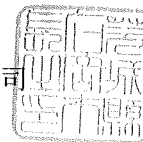


石岡市告示第 329 号

令和 3 年度石岡市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを執行するので告示する。

令和 3 年 5 月 19 日

石岡市長 谷島 洋司



記

1 業務の概要

- (1)業務の名称 令和 3 年度石岡市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託
- (2)履行期間 契約締結の翌日から令和 3 年 11 月 30 日 (火) まで
- (3)業務内容 石岡市内の対象店舗において、キャッシュレス決済 (スマートフォンを利用した QR・バーコード決済) サービスを選択した消費者に対するポイントの付与、対象のキャッシュレス決済サービスを利用する消費者への事業 PR 及び支援等 (詳細は「令和 3 年度石岡市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託仕様書」のとおり)

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1)本プロポーザル契約候補者として決定後、契約日までに石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格を有すること。
- (2)石岡市又は他の地方公共団体において指名競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (3)地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4)公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定に基づく更生手続き開始の申し立ておよび民事再生法 (平成 11 年法律第 255 号) の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者であること。
- (5)国や地方自治体等において、本業務と同等もしくは、類似した業務受託実績があり、本業務に関する知識と能力を有していること。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者でないこと。

3 実施の詳細

「令和 3 年度石岡市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり。